

教育・保育給付認定（変更）申請書 兼 保育所等入所申込書【1】記入例
父：就労、母：就労（育児休業からの復職）、祖母：同居・就労の場合

（宛先） 狭 山 市 長
狭 山 市 福 祉 事 務 所 長

子ども・子育て支援法第20条第1項又は第23条第1項の規定により、同法第6条第2項に規定する保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）全員が裏面の同意事項に同意した上で、次のとおり、教育・保育給付認定（変更）を申請し、及び同法第22条の規定により現況の届出をするとともに、保育所等の保育施設（保育所、認定こども園の保育部分、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）への入所について申し込みます。

現住所		狭山市入間川1-23-5				電話番号	自宅		04 (2953) 〇〇〇〇				
申込者 (保護者) 氏名		ふりがな さやま たろう					父携帯		090 (2953) △△△△				
		狭山 太郎					母携帯		090 (2953) □□□□				
支給認定証番号		※既に支給認定を受けている場合に記入してください。											
転入予定		令和 年 月 日		転入先住所									
入所希望子ども氏名				生年月日		令和9年 4月1日現在	性別	保育施設における保育の実施を希望する期間					
ふりがな さやま うみ				令和 8 年 6 月 6 日		0 歳	男 (女)	令和 9 年 4 月 1 日から		☒ 就学前まで			
狭山 海										☐ 出産日から8週後の月末			
										☐ 令和 年 月 末日			
世帯状況 (入所希望子ども及び同居祖父母を除く。)	世帯氏名			子どもの 続柄	生年月日		年齢	性別	職業・学校・保育施設・幼稚園等				
	ふりがな さやま たろう			父	昭和〇〇年〇月〇日		△△歳		会社員				
	狭山 太郎												
	ふりがな さやま はなこ			母	昭和〇〇年〇月〇日		△△歳		看護師				
	狭山 花子												
	ふりがな さやま りく			兄	平成〇〇年〇月〇日		△△歳	男・女	〇〇小学校				
	狭山 陸												
	ふりがな さやま そら			兄	令和〇〇年〇月〇日		△△歳	男・女	〇〇幼稚園				
狭山 空													
ふりがな さやま ようこ			叔母	昭和〇〇年〇月〇日		△△歳	男・女	パート					
狭山 葉子													
祖父母の 状況	父方	祖父	氏名	就労・その他(死別)		同居・別居		住所			年齢	歳	
		祖母		狭山 星子		☒ 就労・その他()	☒ 同居・別居		狭山市入間川1-23-5		年齢	64歳	
	母方	祖父		柏原 一郎		☒ 就労・その他()	☒ 同居・別居		狭山市柏原1-1-1		年齢	64歳	
		祖母		柏原 月子		☒ 就労・その他()	☒ 同居・別居		狭山市柏原1-1-1		年齢	64歳	
認定種別		☐ 教育・保育給付認定第2号(満3歳以上) ☒ 教育・保育給付認定第3号(満3歳未満)											
保育を必要とする理由		☒ 就労 ☐ 妊娠・出産(出産予定日令和 年 月 日) ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ その他()											
保育を希望する利用曜日・時間		曜日	月・火・水・木・金・土			時間	平日	8:00~18:30		保育 必要量	☐ 保育短時間		
							土曜日	: ~ :			☒ 保育標準時間		
主に送迎する人		送り	父・母・祖父母				送迎手段	徒歩・自転車		家庭状況	☐ 生活保護受給		
		迎え	父・母・祖父母					☒ 車・バス・電車			☐ ひとり親		
										☐ 障害児(者)のいる世帯			
										☐ 里親 ☐ その他()			
※希望順位は審査に影響ありません。	第1希望	〇〇保育所				☒ 見学(済・未済)	第4希望					見学(済・未済)	
	第2希望	△△保育園				☒ 見学(済・未済)	第5希望					見学(済・未済)	
	第3希望	□□認定こども園				☒ 見学(済・未済)	※第6希望以下は、枠外又は別紙に記載してください。						
	父・母の1月1日の住所地												
	父					母							
今年	☒ 狭山市 ☐ その他 (都・道・府・県) (市・区・町・村)					☒ 狭山市 ☐ その他 (都・道・府・県) (市・区・町・村)							
前年	☒ 狭山市 ☐ その他 (都・道・府・県) (市・区・町・村)					☒ 狭山市 ☐ その他 (都・道・府・県) (市・区・町・村)							
												受付印	
												受理者	

個人番号（マイナンバー）について

世帯員	続柄	氏名	個人番号（マイナンバー）
	父	狭山 太郎	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
	母	狭山 花子	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
	子（入所希望子ども）	狭山 海	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

同意事項

- 1 教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等入所申込書の記載事項に虚偽があった場合には、申込みが無効になること。
- 2 希望する保育施設については、見学等で保育内容等を確認し、了承していること。
- 3 保育を必要とする理由等の状況を確認するため、市の職員が勤務先等へ勤務状況等を照会すること。
- 4 この申込みによる教育・保育給付認定（変更）並びに保育施設における保育及び利用者負担額（保育料）の決定のため、市が保有する個人情報（住民基本台帳の情報、入所希望子どもの生育歴、健康状況及び家庭の状況、市民税の課税状況、生活保護受給状況等）を確認し、及び利用すること。
また、保育施設の申込みに当たり、上記の市が保有する個人情報、申請の際に提出された個人情報、利用者負担額の納入状況等を、市及び入所を希望する保育施設が共有すること。
- 5 利用者負担額（保育料）の決定のため、個人番号（マイナンバー）により必要な年度の市区長村民税の課税情報等を市の職員が他市区町村から取得すること。
- 6 賦課された利用者負担額（保育料）は、納期限までに納付すること。
※正当な理由なく利用者負担額の未納が続いた場合は、児童福祉法第56条第6項若しくは第7項又は子ども・子育て支援法附則第6条第6項の規定により、滞納処分（給与の差押え等）を行う場合があります。
- 7 保育施設での規定を守ること。
- 8 教育・保育給付認定（変更）、保育施設における保育及び利用者負担額（保育料）の決定のため、市が請求した各種必要書類を、提出期限までに市が定めた提出先に提出すること。
- 9 継続的に保育を必要とする状況にあること。また、保育を必要とする状況が変更となった場合には、その内容について速やかに市へ報告すること。
- 10 入所のしおり及びこの申込みに係る内容を確認し、了承していること。